



2019年1月8日

英語版の邦訳
(訳者 中村)

危険物輸送および化学品の分類および表示に 関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

第36回化学品の分類および表示に関する世界調和システ ム（GHS）専門家小委員会報告

開催場所・日時：ジュネーブ、2018年12月5日－7日

項目

	段落	頁
I. 参加者	1-6	4
II. 議事次第の採択（議題1）	7	4
III. 第33回、第34回及び第35回会合で小委員会が提案する改訂案（議題2）	8	4
IV. 分類基準及び関連する有害性情報の伝達に関する事項（議題3）	9-43	5
A. GHS小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 （TDG小委員会）での作業	9-23	5
1. GHSに関連した試験方法及び判定基準マニュアルの使用	9-11	5
2. UN 3375 硝酸アンモニウム爆発物候補に対する8(c)試験の改良	12-14	5
3. GHS第2.6章引火性液体に対する分類基準	15-17	6
4. 酸化性物質の試験	18-19	6
5. エアゾールおよび高圧化学品の分類	20-22	6
6. その他の事項	23	7
B. 第2.1章の検討	24-30	7
1. GHSにおける爆発物のための修正された分類体系基準	24-29	7
2. 「実用的な爆発物あるいは花火の効果を生じさせる目的で製造された」 という表現の使用	30	8
C. 粉じん爆発	31	8
D. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法	32-34	8

E.	実際の分類に関する問題	35-38	8
F.	誤えん有害性	39-40	9
G.	ナノマテリアル	41-42	9
H.	その他	43	9
V.	危険有害性の情報伝達に関する課題（議題 4）	44-57	9
A.	小さな包装のラベル	44-46	9
B.	附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化	47-54	10
1.	非公式作業グループの作業	47-49	10
2.	医療的対応の注意書き（P301 から P315）を改善するための 附属書 3 の変更案	50	10
3.	P201 および P202 の変更案	51-52	10
4.	附属書 3 のセクション 2 から 4 までの変更案	53	11
5.	次期 2 年間の作業計画：既存の注意書きに関連した 注意喚起絵表示の見直しと消費者製品への理解のための 既存の健康有害性絵表示の見直し	54	11
C.	「成分割合比率」の使用：附属書 4、A4.3.3.2.3 の検討	55-56	11
D.	その他	57	11
	附属書 4 セクション 9 の訂正	57	11
VI.	GHS の実施（議題 5）	58-65	11
A.	GHS にしたがって分類した化学品リストの開発	58	11
B.	実施状況報告	59-62	12
1.	GHS の実施	59-61	12
2.	GHS の実施状況における情報	62	12
C.	他の団体及び国際機関との協力	63-64	12
D.	その他	65	12
VII.	GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 6）	66-69	13
VIII.	能力強化（議題 7）	70-73	13
IX.	次期 2 年間 2019 から 2020 年の作業計画（議題 8）	74-76	13
X.	経済社会理事会決議案 2019/...（議題 9）	77	14
XI.	次期 2 年間 2019 から 2020 年の役員選挙（議題 10）	78-79	14
XII.	その他（議題 11）	80-82	14
A.	Robin Foster 氏（イギリス）及び Pierre Wolfs 氏（EIGA）への謝辞	80-81	14
B.	第 37 回会合	82	15
XIII.	報告書の採択（議題 12）	83	15

附属書

I.	化学品の分類および表示の世界調和システム改訂第7版に 対する修正案 (ST/SG/AC.10/30/Rev.7)	16
II.	2019-2020 年のための小委員会の作業計画	20

I. 参加者

1. 第 36 回化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 専門家小委員会が、議長 Ms. M. Ruskin (United States of America) および副議長 Mr. R. Foster (United Kingdom) で、2018 年 12 月 5 日から 7 日 (午前) に開催された。
2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した : Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Poland, Republic of Korea, Russian Federation, Sweden, United Kingdom and United States of America。
3. 経済社会理事会の手続き規則 72 に基づき、Switzerland および Thailand がオブザーバーとして参加した。
4. 国際海事機関 (IMO) の代表も参加した。
5. 以下の政府間機関も参加した : European Union および Organisation for Economic Cooperation and Development (OECD)。
6. 以下の非政府組織の代表がそれぞれの関連する事項について議論に加わるために参加した : Australian Explosives Industry and Safety Group Incorporated (AEISG); Compressed Gas Association (CGA); Croplife International; Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Chemical Industry Council (CEFIC); Federation of European Aerosol Associations (FEA); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Council on Mining and Metals (ICMM); Industrial Federation Paints and Coats of Mercosur (IFPCM); International Industrial Gases Association (EIGA); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Institute of Makers of Explosives (IME); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); and Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI)。

II. 議事次第の採択 (議題 1)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/71 (Provisional agenda)
ST/SG/AC.10/C.4/71/Add.1 (List of documents and annotations)

非公式文書: INF.1, INF.2 (List of documents)
INF.13 (Provisional timetable)

7. 小委員会は、非公式文書 INF.1 から INF.47 /Rev.1 を考慮し修正した後、事務局が用意した暫定議題を採択した。

III. 第 33 回、第 34 回及び第 35 回会合で小委員会が提案する改訂案 (議題 2)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/18 (Secretariat)

8. 小委員会は、文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/18 における修正を確認した。

IV. 分類基準及び関連する有害性情報の伝達に関する事項（議題 3）

A. GHS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会（TDG 小委員会）での作業

1. GHS に関連した試験方法及び判定基準マニュアルの使用

Part II, Sections 20-28 と試験シリーズ H 及び Part III, sections 30 から 37、38.1 と 38.2

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/15, ST/SG/AC.10/C.4/2018/16 and ST/SG/AC.10/C.4/2018/26 (Chairman of the Working Group on Explosives of the TDG Sub-Committee)

非公式文書: INF.3, INF.4 及び INF.5 (Chairman of the Working Group on Explosives of the TDG Sub-Committee), INF.34 (Report of the Working Group on Explosives of the TDG Sub-Committee) and INF.36 (Secretariat)

9. 小委員会は、本課題が TDG 小委員会の爆発物に関する作業班で検討されてきたことに注目した（非公式文書 INF.34 を参照）。

10. 小委員会は、TDG 小委員会の爆発物に関する作業班が「試験方法及び判定基準のマニュアル」における GHS 関連文脈についての改訂を完了し、TDG 小委員会が、非公式文書 INF.34 の附属書 6 で修正された文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/15、ST/SG/AC.10/C.4/2018/16 及び ST/SG/AC.10/C.4/2018/26 におけるこの改訂を採択したことについて満足して注目し、この決定に同意した。

試験方法及び判定基準のマニュアルにおける「考慮される」と「分類される」という文言の整合性

非公式文書: INF.11 (Germany), INF.34 (Report of the Working Group on Explosives of the TDG Sub-Committee) 及び INF.36 (Secretariat)

11. ドイツは非公式文書 INF.11 を撤回し、進行中の第 2.1 章の見直しに照らして、後の会合において、これらの用語の使用に関する新しい提案を提示するであろう。

2. UN3375 硝酸アンモニウム爆発物候補に対する 8 (c)試験の改良

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/17 (Canada and IME)

非公式文書: INF.12 (Canada and IME), INF.34 (Report of the Working Group on Explosives of the TDG Sub-Committee) 及び INF.36 (Secretariat)

12. 小委員会は、TDG 小委員会が非公式文書 INF.34 の附属書 3 で修正された文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/17 の提案に従って試験方法及び判定基準のマニュアルを修正することに同意したことに注目し、この決定に同意した。

13. 小委員会は、非公式文書 INF.34 の附属書 4 で修正された文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/17 に従って GHS への結果的な修正を採択した（附属書 I を参照）。

14. スウェーデンの専門家は、これらの変更は第 2.1 章の改訂に関連して検討されるだろうと述べた。

3. GHS 第 2.6 章引火性液体に対する分類基準

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/22 (IPPIC)

非公式文書: INF.29 (IPPIC)及び INF.36 (Secretariat)

15. IPPIC の代表は、ST/SG/AC.10/C.4/2018/22 の提案は、第 32 回会合でドイツが提起したコメントに対処するために非公式文書 INF.29 で修正されたと述べた。

16. 一部の専門家は、リスクが輸送とその他の部門において異なるため、注記の文章を分類基準の文章に入れることについて懸念を表明した。彼らは、提案された変更が供給と使用において安全性の問題を引き起こす可能性があると考えた。他のものは、非公式文書 INF.29 のパラグラフ 2 で示された矛盾に対処することにはメリットがあるかもしれないと認めた。

17. 小委員会は、提案された修正案を支持しなかった。

4. 酸化性物質の試験

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/24 (France)

非公式文書: INF.22 (France), INF.23 (France)及び INF.36 (Secretariat)

18. 小委員会は、TDG 小委員会が文書 ST / SG / AC.10 / C.4 / 2018/24 の提案に従って試験方法及び判定基準のマニュアルを修正することに合意したことに注目した。議論の末、小委員会はこの決定に同意した。

19. 小委員会は、この問題に関する作業を継続するため、ST/SG/AC.10/C.4/2018/24 の段落 22 および非公式文書 INF.22 におけるこの提案を採択した（附属書 II を参照）。

5. エアゾール及び高圧化学品の分類

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/23 (FEA)及び
ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 (CEFIC)

非公式文書: INF.36 (Secretariat), INF.39 (United States of America),
INF.40 (Sweden) 及び INF.42 (CEFIC, EIGA)

20. 何人かの代表は、高圧化学品の定義として 50%のカットオフ値に言及することを支持しなかった。議論の後、ST / SG / AC.10 / C.4 / 2018/25 における提案は、カットオフ値の参照を削除するように修正された。

21. 小委員会は、2 つの追加修正があった INF.42 における修正案及び ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 の修正案を採択した（附属書 I を参照）。

22. 小委員会は、ST/SG/AC.10/C.4/2018/23 で提案された対応する結果的な修正を採択した（附属書 I を参照）。

6. その他の事項

非公式文書: INF.36 (Secretariat)

23. 小委員会は、TDG 小委員会が皮膚腐食性の細区分を考慮した改訂 OECD テストガイドライン 431 を考慮に入れるため、モデル規則の 2.8.3.2 の改正を採択したことに注目した (ST/SG/AC.10/C.3/108 のパラグラフ 129 を参照)。

B. 第 2.1 章の検討

1. GHS における爆発物のための修正された分類体系基準

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/19 (Sweden)及び
ST/SG/AC.10/C.4/2018/20 (Sweden and Chairman of the
Working Group on Explosives of the TDG Sub-Committee)

非公式文書: INF.10 (United States of America, IME, SAAMI), INF.18 (IME,
SAAMI), INF.19 (Sweden), INF.34 (Report of the Working
Group on Explosives of the TDG Sub-Committee), INF.36
(Secretariat), INF.43/Rev.1 (Sweden)及び INF.46 (Sweden)

24. 小委員会は、前回の会合以来の非公式コレスポネンスグループにより達成された進展を歓迎した。また、同グループは、爆発物に関する作業班と合同で TDG 小委員会第 54 回会合に並行して会議を持ち、その後さらに、GHS 小委員会会合の合間にも再び会議を持ったことが言及された。

25. スウェーデンの専門家はこれらの会議での検討結果を提示した。彼は、作業は特にカテゴリー 2 内の細区分の基準に焦点が当てられており、試験の詳細と同様に分類の多くの事例が与えられていることを指摘した (非公式文書 INF.18 を参照)。彼は、爆発物に関する作業班によってなされたコメント (非公式文書 INF.34 中のパラグラフ 10) を指摘し、その結果として修正された基準フローチャートを示した (非公式文書 INF.46)。彼はまた、直接容器が依然として細区分レベルでの分類結果において役割を果たすだろうと強調した。

26. 小委員会は、非公式コレスポネンスグループが、輸送における現行の分類システムを結果として変更させることなく、危険物クラスの爆発物の範囲と同様、GHS における細区分 2A、2B 及び 2C への爆発物の割り当てに関する技術的基準を策定するという付託事項を達成したことについて、満足して注目した。

27. 小委員会は、次のステップが GHS 第 2.1 章の改訂に対応する提案を作成することであることに言及した。そのタスクを完了するには、しかしながら、作業が次期 2 年間に継続されなければならない。

28. 議論の後、小委員会は、非公式文書 INF.43/Rev.1 で提案された次期 2 年間の作業計画に同意した (附属書 II を参照)。

29. 小委員会は、必要に応じて、TDG 小委員会の爆発物に関する作業班が、第 2.1 章の検討にあたり、GHS 小委員会及びその非公式コレスポネンスグループを技術的に助言し、支援するであろうことに注目した。スウェーデンの専門家は、この作業に参加を望む代表が彼に連絡をくれるよう招待した。

2. 「実用的な爆発物あるいは火工品の効果を生じさせる目的で製造された」という表現の使用

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/19 (Sweden)

非公式文書: INF.34 (Report of the Working Group on Explosives of the TDG Sub-Committee) 及び INF.36 (Secretariat)

30. 小委員会は、TDG 小委員会がモデル規則 2.1.3.3.1 を改訂する第 1 の提案を採択したことに注目した。これに続く GHS の修正を含む第 2 の提案は、TDG 小委員会で採択されなかった。したがって、GHS に対する付随的な修正は考慮されなかった。

C. 粉じん爆発

31. この議題の小項目では文書が提出されなかったため、本議題は検討されなかった。

D. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/29 (Netherlands and United Kingdom)

非公式文書: INF.6/Rev.1, INF.27/Rev.1 及び INF.28 (Netherlands and United Kingdom)

32. オランダとイギリスの専門家は、本会合内 12 月 5 日水曜日に、非公式コレスポデスグループが、INF.6/Rev.1 で修正された ST/SG/AC.10/C.4/2018/29 の改訂の提案を確定し、次の 2 年間の作業計画に対する項目を検討したことを報告した。

33. 小委員会は、INF.6 / Rev.1 で修正された ST/SG/AC.10/C.4/2018/29 の改訂案を追加の編集上の修正と共に採択した（附属書 I を参照）。

34. 小委員会はまた、非公式文書 INF.27/Rev.1 で修正された本作業の継続に対する付託条項に同意した（附属書 II を参照）。非公式作業グループは作業の優先順位付け方法について、次の 2 年間の早いうちに議論するだろう。

E. 実際の分類に関する問題

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/28 (United States of America)

非公式文書: INF.38/Rev.1 (United States of America)

35. アメリカの専門家は、本会合内 12 月 4 日火曜日に、非公式コレスポデスグループが、ST/SG/AC.10/C.4/2018/28 の改訂提案を確定し、次の 2 年間の作業計画に対する項目を検討したことを報告した。

36. 非公式作業グループは、現在の作業計画から項目(a)及び(d)を削除することを推奨した（第 32 回会合の非公式文書 INF.39 を参照）。項目(a)は、第 3.2 章及び第 3.3 章の加減方式を、ある有害性カテゴリーのつながりの原則内の内挿に含めるという検討項目だが、この問題は複雑で、非公式作業グループは合意に達することができないことから、次の 2 年間に残されなかった。この項目は、必要に応じて後の段階で再検討される。項目(d)は、非公式作業グループとして GHS における更新は不要と判断した。

37. 小委員会は、ST/SG/AC.10/C.4/2018/28 で提案されたように、第 3.8 章と第 3.9 章そしてパラグラフ 1.3.2.3 への修正を採択した（附属書 I を参照）。

38. 小委員会は、非公式文書 INF.38/Rev.1 に含まれる非公式コレスポデスグループの付託事項に同意した（附属書 II を参照）。

F. 誤えん有害性

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/34 (IPPIC)

非公式文書: INF.37 (IPPIC)

39. 非公式文書 INF.37 の追加的なサポートデータが遅くに配布されたことを指摘し、それらを検討するにはもっと時間が必要であり、代替基準が石油系炭化水素にどのように適用できるかについて懸念を表明する代表もいた。

40. 一部の専門家は、40°Cでの測定が可能ではない物質または混合物に対する動粘性率を決定するための代替方法を提供する必要があることに同意した。小委員会は、次の2年間でこの作業を継続することを支持した。

G. ナノマテリアル

非公式文書: INF.35 (France)

41. フランスの専門家は、OECD レベルで、そして北欧化学グループのもとで、ナノマテリアルに関する現在進行中の作業について小委員会に報告した。

42. 小委員会はこの情報に注目し、現在の付託事項を用いてこの項目を次の2年間の作業計画に入れることに同意した（附属書 II を参照）。

H. その他

GHS におけるリスクマネジメントの検討

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/33 (United States of America and Australia)

43. 小委員会は、スウェーデンの専門家により口頭で修正された ST/SG/AC.10/C.4/2018/33 での提案を採択した（附属書 I を参照）。

V. 危険有害性の情報伝達に関する課題（議題 4）

A. 小さな包装のラベル

非公式文書: 第 35 回会合の INF.12 (annex 7 example), INF.14 (AISE, RPMASA), INF.15 (CEFIC), INF.30 (IPPIC), INF.32 (China) and INF.47/Rev.1 (CEFIC)

44. 非公式作業グループは、小さな包装のラベルに関する作業に対する次の可能な段階及び次の2年間の作業計画の準備について議論した。

45. 議論の後、実用的なラベル表示問題における非公式作業グループとグループ名を改名し、非公式文書 INF.47/Rev.1 で示されたようにその範囲を拡大することが同意された。

46. 小委員会は、非公式作業グループが非公式文書 INF.47/Rev.1 の付託事項および作業計画に従って作業することに合意した（附属書 II を参照）。

B. 附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化

1. 非公式作業グループの作業

非公式文書: INF.16 (AISE, RPMASA), INF.25 (United Kingdom)及び
INF.26 (United Kingdom)

47. イギリスの専門家は、非公式作業グループがこのセッションの議題に対する文書を再考し、非公式文書 INF.25 に基づき次の 2 年間の作業計画を検討したことを小委員会に報告した。

48. 非公式作業グループはまた、非公式文書 INF.16 で作業計画への追加提案を議論した。注意絵表示に関連して提案された活動は、既に作業計画に含まれていると結論された。非公式作業グループは、健康に対する有害性の絵表示に対して提案された活動について追加することは、グループの義務の範囲を超えるため、支持しなかった。

49. 小委員会は、非公式文書 INF.25 における非公式作業グループの作業計画に同意した（附属書 II を参照）。

2. 医療的対応の注意書き（P301 から P315）を改善するための附属書 3 の変更案

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/30 (United Kingdom)

非公式文書: INF.7 (United Kingdom), INF.26 (United Kingdom)

50. 小委員会は、医療的対応の注意書きを改善する変更案に同意し、非公式文書 INF.7 を反映させた ST/SG/AC.10/C.4/2018/30 で提案された修正を採択した（附属書 I を参照）。

3. P201 および P202 の変更案

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/31 (United Kingdom)

非公式文書: INF.8 (United Kingdom)及び INF.26 (United Kingdom)

51. 慎重な検討後、ST/SG/AC.10/C.4/2018/31 で提案された P203 の記述「全ての安全のしおりの読み、従う」が、非常に危険な化学物質に暴露された人々が、P201 におけるのと同様、全ての安全な情報を探し出す必要があるかもしれないことを捉えていないことを懸念する代表もいた。そのため、作業グループは「使用前にすべての安全のしおりを入手し、読み、従うこと。」と読むような記述に更新することを推奨した。

52. 小委員会は、非公式文書 INF.8 を反映させた ST/SG/AC.10/C.4/2018/31 で提案された修正案を、非公式作業グループにより提案された修正とともに採択した（附属書 I を参照）。

4. 附属書3のセクション2から4までの変更案

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/32 (United Kingdom)

非公式文書: INF.9 (United Kingdom)及び INF.26 (United Kingdom)

53. 小委員会は、作業班が、注意書きの元出典を保持することが重要な文脈を提供すると感じたことをうけ、ST/SG/AC.10/C.4/2018/32 のパラグラフ 6(d)(iii)を除き、非公式文書 INF.9 を反映させた ST/SG/AC.10/C.4/2018/32 の修正案を採択した（附属書 I を参照）。

5. 次期2年間の作業計画：既存の注意書きに関連した注意喚起絵表示の見直しと消費者製品への理解のための既存の健康有害性絵表示の見直し

非公式文書: INF.16 (AISE, RPMASA)

54. 小委員会は、作業計画の項目として、健康有害性絵表示をわかりやすく見直しするという提案を議論した。小委員会はこれを作業計画に加えないことを決定したが、専門家は次の2年の間、いつでも新しい研究や提案を提示できることについて指摘した。

C. 「成分割合比率」の使用：附属書4、A4.3.3.2.3の検討

非公式文書: INF.20 (CEFIC)

55. 起草された A4.3.3.2.3 が異なる解釈につながる可能性があることが認識されたが、小委員会は、非公式文書 INF.20 で提案された代替テキストを支持せず、これを次の2年間の作業計画に残すことに同意した（附属書 II を参照）。

56. 提案文章が自国の企業の機密情報を取り扱う方法と矛盾する可能性があることを指摘する代表もいたが、その他は議論を続けることへの支持を表明した。

D. その他

附属書4 セクション9の訂正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/27 (Germany)

非公式文書: INF.44 (Germany and Sweden)

57. 議論の後、小委員会は、いくつかの追加修正を加えた非公式文書 INF.44 で改訂された附属書4、セクション9中の式の表示を修正する提案を採択した（附属書 I を参照）。

VI. GHSの実施（議題5）

A. GHSにしたがって分類した化学品リストの開発

58. この議題の小項目では文書が提出されなかったため、本課題は検討されなかった。

B. 実施状況報告

1. GHS の実施

コロンビアとメキシコ

非公式文書: INF.24 (Secretariat)

59. 小委員会は、コロンビアの職場において使用される化学物質に対する GHS 改訂第 6 版の実施に関する情報に注目した。

60. 小委員会は、GHS の改訂第 5 版に基づいて、職場での有害物質からの有害性とリスクの特定及び伝達のための調和システムのメキシコにおける発効に関する情報に注目した。

南アフリカ共和国

61. RPMASA の代表は、小委員会に対し、南アフリカ労働局が 2018 年 9 月に有害化学物質規制案を発表し、コメント期間は 2018 年 12 月中旬に終了予定で、南部アフリカ開発共同体 (SADC) 加盟国の合意にしたがって 2020 年までの実施を達成する見込みであることを報告した。

2. GHS の実施状況における情報

非公式文書: INF.31 (CEFIC)

62. 小委員会は、次の会合で、各国による GHS の実施に関連するデータ収集のためにテンプレートを共有するという CEFIC からの申出を歓迎した。

C. 他の団体及び国際機関との協力

非公式文書: INF.41 (Secretariat)

63. 小委員会は、有害廃棄物の越境移動およびその処分の管理に関するバーゼル条約の附属書 III の改訂に対する締約国会議の決定と、その改訂プロセスにおける GHS の条項を考慮する意思に対し、興味を持って注目した。

64. 附属書 I、III 及び IV の見直し並びに締約国会議で制定されたバーゼル条約附属書 IX の関連する側面に関する専門家作業グループは、第 14 回締約国会議 (2019 年 4 月 29 日から 5 月 10 日) を考慮した附属書 I 及び III の見直しを議論するための報告書を提示することが期待されている。次の会合では、締約国会議の結果に応じて、さらなる情報が提供されるだろう。

D. その他

65. この議題の小項目では文書が提出されなかったため、本課題は検討されなかった。

VII. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 6）

非公式文書: INF.33 (IPEICA)

66. 小委員会は、IPEICA の『石油系物質への世界調和システム（GHS）基準の適用に関するガイダンス』2018年版の草案に注目した。

67. 欧州連合の代表は、石油系物質を分類するためのアプローチについて欧州レベルで進行中の議論について小委員会に報告した。

68. 議論に含まれている問題には特に以下のものが含まれる：

- 個々の構成要素の既知の発がん性、変異原性および生殖毒性の特性の使用 対特定の石油系 UVCB（未知かまたは不定な構成要素をもつ物質、複雑な反応生成物、または生体物質）物質に関するデータの使用；および
- 実際の分類に関する問題における非公式作業グループによって現在議論されている、特定のヒトの健康有害性に対する相加性の適用の可能性。

69. 欧州連合の代表は、これらの議論の結果を適切にガイダンスの完成またはさらなる更新のために考慮に入れるように IPEICA に要請した。

VIII. 能力強化（議題 7）

70. 小委員会は、UNITAR が実施した GHS の能力強化および意識向上活動に注目した。

71. ウズベキスタンにおける国家プロジェクトの一環として、国家 GHS 実施戦略の策定が 2018 年 12 月に最終決定される予定である。研修ワークショップは、2018 年 11 月に UNITAR のロシア語を話す専門家により開催され、過去 6 ヶ月にもいくつかの国内研修会が行われている。

72. ギニア共和国では、UNITAR のフランス語を話す専門家が 2018 年 11 月に研修を実施し、能力強化と意識向上の機会を提供した。国家実施戦略もまたその最終段階にあり、今年（12 月）初めに最終決定されるだろう。

73. 小委員会はまた、2 つの能力強化ワークショップが、ガーナとコートジボアールで 2019 年 1 月及び 2 月に開催される予定であること、GHS に関する UNITAR の e-ラーニングコースの新しいセッションが 2019 年 3 月から 5 月に開催されることに注目した。

IX. 次期 2 年間 2019 から 2020 年の作業計画（議題 8）

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2018/21 (Germany)

非公式文書: INF.17 (AISE), INF.36, item 9 (Secretariat)及び INF.45/Rev.1 (Secretariat)

74. 小委員会は、ST/SG/AC.10/C.4/2018/21 で提案された作業計画の新しい項目を採択し、タスク 3 を次の様に修正した：

『タスク 3：

- 3.1 タスク 1 と 2 の結果を考慮し、物理化学的危険性の組み合わせに対する体系的なアプローチを GHS のために開発することができるかどうか、またその方法について小委員会に勧告を出す。
- 3.2 タスク 3.1 の結果に基づき、GHS に規定/情報を追加する方法を評価する。例えば、外タンスとして、及び/または個々の危険有害性クラス内で、適切な場合は GHS への修正を提案する。』

75. 今回と前回の会合中に、この項目及びその他の議題項目下で議論され、承認された提案に基づき、小委員会は、附属書 II に再現された 2019 から 2020 年の作業計画に合意した。

76. 小委員会は、カナダとアメリカの専門家が、次の会合で項目 3(a) (GHS にしたがって分類した化学品リストの開発の評価) の作業計画を最終決定することに注目した。

X. 経済社会理事会決議案 2019/… (議題 9)

非公式文書: INF.21 (Secretariat)

77. 小委員会は、経済社会理事会の 2019 年会合での検討のための提案された決議案草案パート B を採択した。

XI. 次期 2 年間 2019 から 2020 年の役員選挙 (議題 10)

78. 2014 年以来、小委員会の副議長を務めた Robin Foster 氏は、次期 2 年間、副議長としての職務を継続することはできないだろう小委員会に伝えた (パラグラフ 80 も参照)。

79. カナダ (議長について) 及びイギリス (副議長について) の専門家による提案に基づき、小委員会は、満場一致で Maureen Ruskin 氏 (アメリカ) を議長として再選し、満場一致で Paul Taylor 氏 (オーストラリア) を副議長として選出した。

XII. その他 (議題 11)

A. A. Robin Foster 氏 (イギリス) 及び Pierre Wolfs 氏 (EIGA) への謝辞

80. 小委員会は、2005 年からイギリスの代表として、2014 年 7 月からは小委員会の副議長として、小委員会の会合に参加している Robin Foster 氏が、間もなく引退するため、これが最後の出席になることを知らされた。小委員会は、彼の GHS の発展への貢献と、腐食性における TDG 及び GHS 小委員会の合同会合の議長、附属書 1 から 3 の改善における非公式作業グループのリーダー、さらにこの 5 年間の非動物試験方法における作業グループの共同議長としての献身と作業に対し、感謝の意を表し、長く幸せな退職になるよう願った。

81. 小委員会はまた、1989年からTDG小委員会に、2005年からGHS小委員会にEIGAを代表していたPierre Wolfs氏も間もなく引退することになったため、これが最後の出席になることを知らされた。彼の努力と献身に感謝した。

B. 第37回会合

82. 小委員会は以下のように次回会合（2019年7月8日から10日）の文書提出期限に言及した：

- 両小委員会（TDG及びGHS）による審議への文書提出：2019年4月5日
- 第37回GHS小委員会への文書提出：2019年4月12日

XIII. 報告書の採択（議題12）

83. 慣例にしたがい、小委員会は事務局により準備された案に基づいて第36回会合の報告書を採択した。

附属書 I

GHS 改訂第 7 版(ST/SG/AC.10/30/Rev.7)に対する改訂草案

1.1 章

1.1.2.6.1 After the first sentence, insert the following two new sentences: “However, information on risk management is occasionally provided in the GHS on a case-by-case basis for guidance purposes. Competent authorities are best placed to determine in regulations or standards the appropriate risk assessment procedures and risk management measures.”.

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2018/33, as amended)

1.3 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/28 は採択された。

2.1 章

Figure 2.1.4 Add a new box with the following text:

“Did the Koenen Test reaction time exceed 60 seconds, and does the substance/mixture have >14% water?”

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2018/17 as amended by informal document INF.34, Annex 4, Amendment 1)

Figure 2.1.4 Add a new box with the following text:

“Test 8(e)

MBP Test

Does the substance/mixture have an MBP <5.6 MPa?”

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2018/17 as amended by informal document INF.34, Annex 4, Amendment 1)

2.3 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/23 は採択された。

非公式文書 INF.42 によって修正された文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 は以下の変更を加えて採択された :

Decision logic 2.3.2 Amend the text of the first box to read as follows “Mixture containing liquids or solids (i.e., pastes or powders) and gases, in pressure receptacles other than an aerosol dispenser, which is not classified as a gas under pressure”. Amend the text of the second box to read as follows “Does the mixture contain liquids and/or solids and is the pressure in the receptacle higher than 200 kPa at 20 °C?”.

2.5 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 の付随的な修正が採択された。

3.2 章

非公式文書 INF.6/Rev.1 によって修正された文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/29 は、以下の変更を加えて採択された：

Table 3.2.2 Delete “after patch removal” in the entry for “Mild irritation”.

3.2.2.3.4.1 Amend to read as follows:

“3.2.2.3.4.1 Where classification for corrosivity can be excluded and where tests have been undertaken in accordance with OECD Test Guideline 439, a substance should be considered for classification as skin irritant in category 2 based on the criteria in Table 3.2.7.”.

Figure 3.2.1 In the box for “Tier 3” insert “existing” between “other” and “animal”.

3.2.3.1.1 At the end of the first sentence, add “and 3.2.3.1.2 and 3.2.3.1.3 below”.

3.2.3.1.3 Amend to read as follows:

“3.2.3.1.3 In the absence of any other information, a mixture is considered corrosive (Skin Category 1) if it has a $\text{pH} \leq 2$ or a $\text{pH} \geq 11.5$. However, if consideration of acid/alkaline reserve suggests the mixture” may not be corrosive despite the low or high pH value, this needs to be confirmed by other data, preferably from an appropriate validated *in vitro/ex vivo* test.”.

3.8 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/28 は採択された。

3.9 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/28 は採択された。

附属書 1, 表 A1.3

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 の付随的な修正が採択された。

附属書 3, 第 1 節, 表 A3.1.1

非公式文書 INF.42 によって修正された文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 の付随的な修正が採択された。

附属書 3, 第 2 節, 第 3 節及び第 4 節

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/32 及び非公式文書 INF.9 は、A3.3.1.5（再番号 A3.2.1.7）の 2 番目の文章の削除を除き、採択された。

附属書 3, 第 2 節, 表 A3.2.1 及び表 A3.2.2

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/31 及び非公式文書 INF.8 は、以下の変更を加えて採択された：

Replace all instances of “P203 Read and follow all safety instructions before use” by “P203 Obtain, read and follow all safety instructions before use”.

Table A3.2.2 In column (1), remove the strikethrough of “P201” and “P202” in the first 2 rows, respectively.

附属書 3, 第 2 節, 表 A3.2.2, 表 A3.2.3 及び表 A3.2.4

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 の付随的な修正が採択された。

附属書 3, 第 2 節, A3.2.3.5, A3.2.3.9 及び表 A3.2.3

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/30 及び非公式文書 INF.7 は採択された。

附属書 3, 第 3 節

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/23 は採択された。

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 の付随的な修正が採択された。

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/30 及び非公式文書 INF.7 は以下の変更を加えて採択された：

A3.3.2.4.1 In (a) replace “P316” by “P317”.

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/31 及び非公式文書 INF.8 は以下の変更を加えて採択された：

Replace all instances of “P203 Read and follow all safety instructions before use” by “P203 Obtain, read and follow all safety instructions before use”.

附属書 4, 表 A4.3.9.1

In the entry for “Vapour pressure”, amend the last item of the list to read as follows:

“- the saturated vapour concentration (*SVC*) in ml/m³ or in g/m³ (=mg/l) may be indicated in addition. The saturated vapour concentration can be estimated as follows:

$$SVC \text{ in ml/m}^3: \quad SVC = VP \cdot c_1$$

$$SVC \text{ in g/m}^3: \quad SVC = VP \cdot MW \cdot c_2$$

where

- *VP* is the vapour pressure in hPa (=mbar)
- *MW* is the molecular weight in g/mol and
- *c*₁ and *c*₂ are conversion factors where $c_1 = 987.2 \frac{\text{ml}}{\text{m}^3 \cdot \text{hPa}}$ and $c_2 = 0.0412 \frac{\text{mol}}{\text{m}^3 \cdot \text{hPa}}$

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2018/27 as amended by informal document INF.44, as amended)

In the entry for “Relative vapour density”, amend the last item of the list to read as follows:

“- for liquids, the relative density (D_m) of the vapour/air-mixture at 20 °C (air = 1) may be indicated in addition. It can be calculated as follows:

$$D_m = 1 + (VP_{20} \cdot (MW - MW_{air}) \cdot c_3)$$

where

- VP_{20} is the vapour pressure at 20 °C in hPa (=mbar)
- MW is the molecular weight in g/mol
- MW_{air} is the molecular weight of air, $MW_{air} = 29$ g/mol
- c_3 is a conversion factor, $c_3 = 34 \cdot 10^{-6} \frac{\text{mol}}{\text{g}\cdot\text{hPa}}$,

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2018/27 as amended by informal document INF.44, as amended)

附属書 4, 表 A4.3.9.2

In the third column of the entry for “2.8”, amend the first item of the list to read as follows:

“- for the SADT (self-accelerating decomposition temperature), see the entry for the decomposition temperature in Table A4.3.9.1”

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2018/27 as amended by informal document INF.44, as amended)

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/23 は採択された。

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/25 の付随的な修正が採択された。

附属書 II

2019-2020 の小委員会作業プログラム

1. 分類基準および関連した危険有害性の伝達、以下のとおり：
 - (a) GHS の第 2.1 章（爆発物）の検討
主導国：スウェーデン
権限/委任事項：非公式文書 INF.43/Rev.1（第 36 回会合）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 28 及び 29）
 - (b) 酸化性液体及び酸化性固体の試験方法
主導国：フランス
フォーカルポイント：TDG 小委員会
権限/委任事項：非公式文書 INF.22（第 36 回会合）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 19）
 - (c) 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法の利用
主導国：オランダとイギリス
権限/委任事項：非公式文書 INF.27/Rev.1（第 36 回会合）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 34）
 - (d) 実際のカテゴリに関する問題
主導国：アメリカ
フォーカルポイント：実際のカテゴリに関する問題における非公式コレスポネンスグループ
権限/委任事項：非公式文書 INF.38/Rev.1（第 36 回会合）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 38）
 - (e) 誤えん有害性
主導機関：IMO 及び IPPIC
権限/委任事項：非公式文書 INF.33（第 32 回会合），小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 67）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 40）
 - (f) ナノマテリアル
主導国：フランス
権限/委任事項：非公式文書 INF.27（第 32 回会合），小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 32）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 42）
 - (g) 物理化学的危険性クラスにおける同時分類とその優先性
主導国：ドイツ
権限/委任事項：修正された文書 ST/SG/AC.10/C.4/2018/21, 及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 74）

2. 危険有害性の情報伝達に関する課題、以下を含む：

- (a) 実際のラベル表示に関する問題

主導機関：CEFIC

権限/委任事項：非公式文書 INF.47/Rev.1（第 36 回会合）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 44-46）

- (b) 附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化

主導国：イギリス

権限/委任事項：非公式文書 INF.25（第 36 回会合）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 49）

- (c) 附属書 4、サブセクション A4.3.3.2.3 の検討

主導機関：CEFIC

権限/委任事項：小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 48）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 55）

3. 実施の問題、以下を含む：

- (a) GHS にしたがって分類された化学品リストの開発可能性の評価

主導国：カナダとアメリカ

権限/委任事項：非公式文書 INF.40（第 32 回会合）及び小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 53）

- (b) 国々における GHS の共同的導入の支援及び GHS 実施状況のモニター

- (c) GHS に影響を与える化学品管理に関する国際合意および条約に責任のある団体あるいは国際機関との協力

4. GHS 判定基準の適用に関するガイダンス、以下を含む：

- (a) 判定基準の適用を示す例の開発及び関連した危険有害性情報伝達に関する問題、必要に応じて

主導国：アメリカ

フォーカルポイント：実際の分類に関する問題における非公式コレスポネンスグループ

権限/委任事項：非公式文書 INF.38/Rev.1（第 36 回会合）及び小委員会第 36 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/72, パラグラフ 38）

- (b) GHS の附属書 9（セクション A9.7）および附属書 10 におけるガイダンスと第 4.1 章における基準との整合

主導機関：ICMM

権限/委任事項：非公式文書 INF.25（第 34 回会合）及び小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 66）

5. 能力強化、以下を含む：

- (a) 訓練及び能力強化活動の総括

- (b) ガイダンス文書の開発、訓練プログラムに関するアドバイスおよび利用可能な専門家や資源の特定を通して、国連プログラムおよび訓練や能力強化活動を行う特定機関、UNITAR、ILO、FAO および WHO/IPCS などへの支援をおこなう。
-